

# 東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱

## 交通手段としての航路事業【概要】



本補助金は、「交通手段としての航路事業」に対し、経費の一部を補助することで、舟運を活用した交通ネットワークの形成による、舟運の活性化を目的とします。

### 「交通手段としての航路事業」

目的：交通手段としての運航

一般旅客定期航路事業※1

不定期航路事業※2

※1:海上運送法第3条 ※2:同法第20条及び第21条

## 補助の概要

### 1. 対象事業者

- ・一般旅客定期航路事業の許可を受けた舟運事業者
- ・不定期航路事業の許可を受けた舟運事業者
- ・舟運事業者に船舶運航の委託等を行う事業者

### 2. 対象事業

- ① 平日の朝（～10時）または夕方（16時～）の運航
- ② 交通不便地域※3の船着き場を含む航路の運航

- ①と②のいずれかで、
- ・運航日が月8日以上または年96日以上
  - ・運航日の総運航時間※4が1時間以上である事業

※3:鉄軌道駅からの距離が800m以上 ※4:複数隻を運航する場合は、全船舶の運航時間を合計

### 3. 補助率

対象経費の1/2

### 4. 補助限度額

#### ・ 運航経費

総運航時間	1航路当たり
3時間以下	5万円/日（1,200万円/年）
6時間以下	7.5万円/日（1,800万円/年）
6時間をこえる	10万円/日（2,400万円/年）

・ 船舶新造費 1億円/隻

・ 船舶改良費 2,500万円/隻

※船舶新造費、船舶改良費は合わせて1航路当たり2隻まで  
※補助により取得した財産の処分や目的外使用には制限があります。



補助要綱や募集要領等は  
都市整備局ホームページ  
からご確認ください。

### 5. 補助期間

令和5年度から令和7年度まで

※詳細は、[東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱](#)、[同細目等](#)をご確認ください。

本件は、「『未来の東京』戦略」を  
推進する事業です。

戦略 9 都市の機能をさらに高める戦略  
戦略 13 水と緑溢れる東京戦略

#### <お問い合わせ先>

都市整備局 都市基盤部 交通企画課  
交通プロジェクト担当

03-5388-3392